

府中市教育委員会告示第 3 号

府中市教科用図書採択地区の採択事務実施要綱を次のように定める。

令和6年5月14日

府中市教育委員会教育長 荻野雅裕

府中市教科用図書採択地区の採択事務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市教科用図書採択地区を構成する府中市教育委員会が設置する中学校及び義務教育学校後期課程で使用する中学校教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項の規定により、広島県教育委員会の指導・助言のもとに適正かつ公正な採択が円滑に行われるよう必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 府中市教育委員会は、府中市教科用図書採択地区選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び府中市教科用図書採択地区調査員（以下「調査員」という。）を置く。

(選定委員会の所掌事務)

第3条 選定委員会は、教科用図書の専門的な調査研究を基に幅広い視野からの意見を取り入れ、すべての教科用図書について特徴を明確にした資料を作成する。

2 選定委員会は前項の資料を作成するために、府中市教育委員会が定めた採択方針に基づき教科用図書を調査研究する観点を定め、その観点を調査員に示す。

(選定委員会の委員)

第4条 選定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、府中市教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 府中市教育委員会が設置する中学校及び義務教育学校後期課程（以下「関係学校」という。）の校長及び教頭
- (2) 関係学校に在籍する、又は過去に在籍した生徒の保護者代表
- (3) 学校教育に専門的知識を有する府中市教育委員会事務局職員及び関係学校の教育に係る学識経験を有する者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員会の委員となることができない。

(選定委員会の会長及び副会長)

第5条 選定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によってこれを定める。

3 会長は会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。

(選定委員会の会議)

第6条 選定委員会の会議は府中市教育委員会教育長が招集し、選定委員会会長がその議長となる。

2 選定委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(調査員の所掌事務)

第7条 調査員は、第3条第2項の観点に基づき、すべての教科用図書について調査研究を行い、特定の教科用図書に絞り込むことなく各教科用図書の特徴について意見を付し、選定委員会に報告する。

2 調査員は、前項の所掌事務に加え、府中市、尾道市、世羅町及び神石高原町が合同で行う調査員会に出席するものとする。

(調査員)

第8条 調査員は、関係学校の教員等及び府中市教育委員会事務局職員のうちから、府中市教育委員会教育長が委嘱する。

2 調査員の人数は、次の表に掲げる教科ごとに2名以内とする。

中学校教科名	
国	語
社	会
数	学
理	科
音	楽
美	術
保健体育	
技術・家庭（技術分野）	
技術・家庭（家庭分野）	
外国語	
特別の教科	道徳

3 教科用図書の採択に直接の利害を有する者及び選定委員会の委員は、調査員とすることができない。

(事務局)

第9条 府中市教科用図書採択地区の採択事務に関する事務局は、府中市教育委員

会事務局に置く。

(経費の負担)

第 10 条 府中市教科用図書採択地区の採択事務に要する経費は、府中市教育委員会が負担する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、府中市教科用図書採択地区の採択事務に関する必要な事項は府中市教育委員会教育長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年度において行う教科用図書採択に適用する。